

松江市緑の基本計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「松江市緑の基本計画」の策定に関し必要な事項を検討するため、松江市緑の基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成及び任期)

第3条 委員会は、別表に定める8人以内とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議には、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、松江市歴史まちづくり部公園緑地課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表

	所 属
1	学識経験者
2	松江市 PTA 連合会からの選出者
3	松江市高齢者クラブ連合会からの選出者
4	松江商工会議所からの選出者
5	松江市町内会・自治会連合会からの選出者
6	市民との協働により緑化保全活動を実践している団体からの選出者
7	市民(一般公募)
8	市民(一般公募)